

環境経済委員会 (条例等)

第123号議案「長崎市公会堂の解体中止と再使用に関する住民投票条例について」、環境経済委員会での審査の経過並びに結果についてご報告します。

委員会においては、条例制定請求代表者による意見陳述を行ったのち、同請求代表者ほか2名を参考人として出席要請を致しました。

まず、参考人に対しては、今回の署名収集の際に使用した条例制定請求書の請求の要旨に、「新しい代替施設が実現するまで公会堂の解体を中止し再使用」、「解体せずに永続的に使用」、「市庁舎の建設場所は現在地か県庁舎跡地」の3つの内容が含まれており、1つのテーマについて賛否を問うべき住民投票にはなじまないことから、今回署名収集を行うにあたっての考え方についてただしました。

参考人からは、公会堂の代替施設を市が検討しているため、せめて代替施設ができるまでとしたものであり、公会堂を解体しようとしている事態に対し、解体を中止し再使用を求めている住民投票であり、真意としては公会堂存続を目指していることには変わりはない。

未来永劫使用することを我々が言えるかということには疑問があり、30年後の人が決めることを我々が決めることはできない。

また、市庁舎の建設は考え方を付記しただけであり、建設場所を問うているわけではないとの答弁がありました。

さらに、参考人に対し、参考人が提示している公会堂を再使用するために必要な費用の根拠についてただしました。

「参考人から、公会堂の未来活用を問う会が作成した工事費の内訳を示す参考資料が提出され、耐震補強に関しては、柱を入れるだけではなく、柱とともにエレベーター等を入れて内部を固める作業をしながら、1,800席ある客席数を1,300席に縮小する案を考えている」などの答弁がありました。

そのほか、参考人に対し、長崎国際文化センター構想により建設された施設としては、移転・解体が決定している県立図書館も同様であるにもかかわらず、公会堂のみを残そうとする理由や、請求代表者は県庁舎跡地活用検討懇話会の会長でもあり、同懇話会からの提言では3つの機能のうちの1つとして、ホール機能を求めていたことと、県庁舎跡地に市庁舎を再考するという考えとの整合性、廃止条例の審査の時期に、登録有形文化財への登録の運動を行わなかった理由、参考人と市が想定する費用の差により生じる工事内容の違い、参考人が現在の公会堂と同程度のホールを建設するには約50億円かかるとする根拠、市長の意見書で示された投票率及び得票率に対する指摘事項について、議会が修正を行った場合に受け入れる考えの有無、公会堂廃止後の文化団体の活動の現状、公会堂は、建物を見るためのものではなく、建物を使用することが求められるものであるため、後世に問題を引き継がず、より良いものを残すことへの見解、公会堂を全面改修した場合に、県庁舎跡地にホール建設を行う必要性、についてたどしました。

その後の審査においては、理事者に対し、県庁舎跡地へのホール整備について、当初は平成27年3月までに結論を出すこととしていた県との交渉のあり方についてたどしました。

理事者から、「平成26年6月に廃止条例が可決されて約2年が経過しており、この貴重な時間を費やししながら、市として新たな文化施設の整備場所の建設計画ができて

いないことについて、非常に申し訳なく思っている。本年2月の県議会で示された県のスケジュールでは、今年度中に骨格となる整備方針を決定し、平成32年度に工事着手が行われることとなっている。整備方針の今年度中の策定に向け県市で協議を進めているところであり、今後も精力的に進めていきたい」との答弁がありました。

そのほか、住民投票を実施した場合の費用の試算、争点が複数ある場合に住民投票を実施することの妥当性、

市が責任を持って県庁舎跡地に公会堂よりも使いやすく、専門性が高い施設をつくる決意、公会堂廃止後の課題について、利用者の声を聞きながら市の責務として解決していく考え、廃止条例の可決後に速やかに解体をしなかった理由、公会堂等文化施設あり方検討委員会の意見を尊重する考え、についてたすなど、内容を慎重に検討しました。

さらに、委員会におきましては、県との交渉に期限を決めて取り組む本市の決意を確認するため、三藤副市長の出席を要請し、出席した三藤副市長から、県の懇話会の提言の中にホール機能が含まれていたことから、近隣での重複を避けること、また、現市庁舎跡地での整備と比べて、工事の着工時期が早くなることなどから県との協議に入ったところである。現在、県とは年度内に基本的な方針を固めるよう協議を重ねているが、仮に今年度末までに協議が整わなければ、時期的なメリットが消え、市民を待たせることになるため、当初念頭に置いていた現市庁舎跡地での検討を開始していく必要があるのではないかと考えているとの答弁がありました。

以上、その結果、理事者に対し、公会堂の廃止以降、文化活動を行う市民に不便を生じさせているのは事実であるため、利用する市民に寄り添った対応をし、市民の文化活動の停滞の解消に最大限努めるべきである。県庁舎跡地でのホール機能の整備に

ついて、年度内には方向性を示し、将来の姿を見せることを市の責務とすべきであるとの意見が出されるとともに、原案に反対する立場から、

本条例案については、公会堂の解体中止と再使用することについての賛否を問う内容となっているが、請求の要旨においては、再使用を求める期間が不明確であり、市庁舎の建設場所の記載もされるなど、複数の要素が含まれており、署名した人々がどの部分に賛同したのかが住民投票の争点としては不明瞭であり、約1億円もの市民の血税を投入して住民投票を実施するには、到底これになじむような署名の集め方ではなく、仮に住民投票を行ったとしても、その民意がどこにあるのか計ることができない懸念があること。

これまで公会堂等文化施設あり方検討委員会などの各種会議や、アンケート調査などで市民の意向を取り入れながら進めてきた経過があり、建築的価値について、発言する機会は十分にあったことから、このような運動は検討段階で行うべきであり、かつ、市が行ったアンケート調査では、公会堂の解体には一定のコンセンサスが得られていること。

市民の安全安心を守ることは行政の責務であり、公会堂跡地に防災機能を有した市庁舎を早急に整備することは、熊本地震や東日本大震災の教訓からも本市の喫緊の課題であること。

議会においても、平成7年から20年以上の歳月をかけて、新市庁舎の建設について検討し、特別委員会の中でも行政側に意見を伝え、方針を決定してきているものであり、17,098人の署名の重みは理解するものの、これまでの状況等を総合的に勘案し、住民投票を行うべきではないことなどを主な論拠とする反対意見が出されましたので、採決の結果、賛成なく原案を否決すべきものと決定しました。

平成28年 9月定例会（No.2）

環境経済委員会（補正予算第2号）

第77号議案「平成28年度 長崎市 一般会計 補正予算 第2号」のうち、環境経済委員会所管部分における 審査の経過 並びに結果について、特に、質疑・意見が集中した点をご報告いたします。

総務費において、旧長崎市公会堂の解体工事等を行うための旧公会堂解体費及び債務負担行為が計上されました。

委員会においては、議案審査に先立ち、旧公会堂の現状を十分に把握するため、現地調査を行いました。

その後の審査において、冒頭理事者から、本予算が可決となれば、所定の手続きを行った上で、9月定例会に旧公会堂解体工事の契約議案を提案し、10月の長崎くんち開催時に公会堂前公園に設置される棧敷席の解体作業終了後の11月初旬に工事着手の予定としている。

解体工事の完了は、平成29年6月末を予定しており、解体工事の準備と並行して、館内の産業廃棄物の処理及び美術品、工芸品の運搬などを行うこととしているとの説明がなされました。

委員会においては、

・平成26年6月の廃止条例の可決後、約2年が経過して解体費を予算計上することの妥当性についてたどしました。

この点、理事者から、公会堂は、平成27年3月に廃止したが、老朽化の進行も懸

念され、また、防犯面等、管理上の問題からも早期の解体が望ましいという判断で、今回解体費を予算計上した。

あわせて、平成26年6月の廃止条例可決時に、「県庁舎跡地におけるホール機能について、早急に県市の意見をまとめること」という附帯決議が付されている中、平成28年2月定例県議会において、県知事から「県庁舎跡地におけるホール機能の規模については、興行採算性の観点からは、千席程度のホールに優位性がある」という方向性が示された。

このことは、市が県に提案している新たな文化施設の機能・規模と類似しているものであり、その実行性、可能性が高まったことから、解体費を予算計上する環境が整ったとの答弁がありました。

そのほか、委員会においては、

- ・老朽化や防犯面の状況は、2年前と変わっていないにもかかわらず、そのことを提案理由とするものの妥当性、
- ・県庁舎跡地におけるホール機能整備についての県市の協議の中で、今回の解体予算の計上に至るほどの決定打となるような事実の有無、
- ・公会堂の建設場所が現市庁舎跡地から県庁舎跡地へと変わった経緯、
- ・発掘調査により工期が延びる可能性、
- ・美術品の保存管理の考え方

についてたすなど、内容を検討しました。

さらに、委員会におきましては、

旧公会堂の解体に反対する住民投票を求める動きも聞き及ぶが、11月に確実に解

体工事の執行を行う本市の決意を確認するため、加藤副市長の出席を要請し、出席した加藤副市長から、旧公会堂は、建物の耐震性能が不足しているほか、設備等も老朽化しているなど、文化施設としての必要な機能が不足している。

大規模改修では、その機能不足を解消できないことから、平成27年3月末をもって廃止をしているが、防犯面等の施設の管理上、早期の解体が望ましいこと、また、建物の老朽化の進行も懸念されることから、今回、解体費及び関連予算を計上している。

今後、9月定例会において、契約議案を提案し、10月の長崎くんちの棧敷席を撤去した後、ハードルはあるかもしれないが、できる限り速やかに旧公会堂の解体に着手できるよう、滞りなく着実に取り組んでいきたいとの答弁がなされました。

衛生費においては、国の間接補助事業者である、一般財団法人環境イノベーション情報機構からの補助金を活用し、地球温暖化対策のための国民運動クールチョイスの普及啓発とあわせて、ながさきエコライフの取り組みの浸透と拡大を図るための地球温暖化対策推進費が計上されました。

委員会におきましては、

- ・国のCO₂排出量の削減目標が26%であるにもかかわらず、本市の目標が43%であることに対する見解、
- ・既存の本市の単独事業とのすみ分け、
- ・一事業所としての市役所における具体的取り組みによる数値的な効果 についてただすなど、内容を検討しました。

農林水産業費において、国の地方創生推進交付金を活用し、長崎の魚や水産加工品等を生かした、まちなかにおける水産物等の拠点について、民間活力を生かした整備や運営方法等、設置の可能性を検討するため、予備的な調査・分析を行うための水産物等拠点施設設置可能性検討費が計上されました。

委員会においては、水産物等拠点施設の検討について、

- ・民間業者に調査・分析を委託せずに水産農林部独自で実施する考え、
- ・委託業者に対する水産農林部の関与の姿勢や意気込み についてたすなど、内容を検討しました。

商工費においては、国の交付金を活用し、市内消費者に長崎かまぼこの魅力を発信し、認知度を高めるとともに消費拡大につなげるため、PRイベント等を実施するための長崎水産練り製品ブランド化支援費が計上されました。

委員会においては、

- ・本事業を当初予算に計上しなかったことに対する見解、
ハ サ ッ プ
- ・H A C C Pを取得しブランド力の向上を行う企業へ支援を行う考え、
- ・学校給食における長崎かまぼこの使用状況や、長崎おでんを献立に加えるよう学校給食会と調整を行う考え についてたすなど、内容を検討しました。

以上、審査の結果、旧公会堂解体費について、

- ・廃止条例の議決から既に2年が経過しており、これ以上市政の停滞を招くことがないよう着実に執行してほしい、

・副市長の決意を尊重するが、公会堂に代わるホール機能の整備について、早く市民が使用できるように、県市で連携して早期に意見をまとめてほしい、

・美術品など活用できるものは有効活用してほしい、

・施設や備品の一部を保存し、市民の記憶にとどめる取り組みを検討してほしい、

地球温暖化対策市民運動推進費について、

・市民、企業、関係団体への啓発活動・周知活動を徹底してほしい、

水産物等拠点施設設置可能性検討費について、

・水産農林部の核の事業と認識し、早期に水産物等拠点施設を設置してほしい、

・地元の漁協など関係機関と協議し、市民の意見をくみ上げた上で検討を進めてほしい、

長崎水産練り製品ブランド化支援費について、

・学校給食で提供するなど、市内においても長崎かまぼこブランドの認知向上に努めてほしい、

・地域ごとのかまぼこの売上状況を把握した上で販路拡大を推進してほしい

との要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。